



令和 7 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。東松山市内に事業のために用いることができる資産（償却資産）を所有されている方は、毎年 1 月 1 日現在の償却資産の状況について申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

つきましては、令和 7 年 1 月 1 日現在の償却資産の所有状況について申告書を作成し、期限までにご提出くださるようお願いいたします。

申告は令和 7 年 1 月 31 日（金）までにお願ひします。

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

（ エル タックス **eLTAX**  地方税ポータルシステム ）

eLTAXは、インターネットを利用して地方税の手続きを行うシステムで、自宅や事務所からインターネットを通じて電子申告等を行うことができます。

eLTAXサービスを利用するには、あらかじめ電子証明書の取得や利用の届などが必要となります。詳しくは下記機構にお問い合わせください。

地方税共同機構

ホームページ： <https://www.eltax.lta.go.jp>

※郵送で提出される場合は、切り取って送付用宛名としてご利用ください。

申告書の提出先

〒355-8601

東松山市松葉町 1 丁目 1 番 5 8 号

東松山市 総務部 課税課

資産税グループ（償却資産担当）

問い合わせ

TEL 0493-23-2221

FAX 0493-23-2238

目 次

I 償却資産とは	ページ
1 償却資産の種類と具体例	1
2 申告の対象となる資産	2
3 申告の対象とならない資産	2
4 課税標準の特例規定の適用を受ける償却資産	3
5 非課税となる資産	4
6 リース資産	4
7 国税との主な違い	5
8 家屋と償却資産の区分	5
9 少額の減価償却資産	6
10 償却資産となる自動車	6
II 償却資産の申告について	
1 申告していただく方	7
2 申告方法と提出書類	7
・ 虚偽の申告及び不申告について	7
・ 申告内容の確認調査及び過年度への遡及等について	7
III 償却資産の評価と課税	
1 価格の決定	8
2 課税標準および税率	8
3 免税点	8
○ 提出書類の記入例（申告書）	9
○ 提出書類の記入例（明細書）	10

I 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や駐車場やアパートなどを貸している方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

1 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例です。

	資産の種類	主な償却資産の例
1	構築物	門、塀、舗装、緑化施設、広告塔、屋外配管用設備、その他土地に定着する土木設備又は工作物 など
	建物附属設備	事業用の動力・受変電設備、袖看板、内装・内部造作など
2	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」）など
3	船舶	モーターボート、貸しボート など
4	航空機	ヘリコプター、グライダー など
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」及び「900～999」）、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車（自動車税・軽自動車税の対象車は除く）など
6	工具、器具及び備品	事務机、椅子、ロッカー、金庫、陳列ケース、パソコン、電話機、コピー機、レジ、医療機器、音響機器、計量器、理容・美容機器、看板、エアコン、娯楽用機器、自動販売機、衣装、厨房用品、型、切削工具、測定工具 など

※ 家屋の所有者と異なる方（テナント等）が取り付けた家屋の附属設備（内装工事等）は、取り付けた方の償却資産として申告してください。

なお、家屋の所有者が施工した建物の改良費等は、償却資産として申告する必要はありません。

2 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次にあげる(1)～(9)のいずれかに該当するもの。

- (1) 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- (2) 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- (3) 耐用年数を経過し（減価償却済）、帳簿上残存価額のみが計上されている資産
- (4) 簿外資産で事業の用に供することができるもの
- (5) 建設仮勘定で経理されている資産で、事業の用に供することができる状態にあるもの
- (6) 遊休資産・未稼働資産で、いつでも事業の用に供することができる状態にあるもの
- (7) 福利厚生のに供する資産
- (8) 税務会計上、中小企業者等の少額資産特例の適用を受けている資産（即時償却制度適用の資産）
- (9) 大型特殊自動車（登録の有無にかかわらず）

3 申告の対象とならない資産

次の資産は課税対象ではありませんので、申告の必要はありません。

- (1) 無形固定資産（加入権・営業権等の権利、ソフトウェアなど）
- (2) 繰延資産（開業費、株式交付費など）
- (3) 棚卸資産（貯蔵品、商品など）
- (4) 美術品等（ただし、取得価額が100万円未満で時の経過によりその価値が減少するものや、取得価額が100万円以上であっても時の経過により価値の減少することが明らかなものは申告の対象）
- (5) 生物（ただし、観賞用と興行用生物は除く）
- (6) 税務会計上、一時損金・必要経費に算入された資産（使用可能期間が1年未満又は取得金額が10万円未満で、税務会計上固定資産として計上しない資産）
- (7) 税務会計上、一括償却した資産（法人税法又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で損金・必要経費に算入された資産）
- (8) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (9) 家屋本体及び家屋の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、固定資産税上家屋として評価されるもの

4 課税標準の特例規定の適用を受ける償却資産

地方税法第349条の3又は附則第15条の規定による課税標準の特例制度があります。

資産の種類並びに取得時期によって特例率が異なる場合や対象とならない場合がありますので、根拠法令や関係法令を確認してください。

主な資産は次のとおりです。

資産の種類	適用条項	関係法令	特例率
ガス事業用資産	地方税法 第349条の3第 2項	ガス事業法	取得後5年 1/3 その後5年 2/3
公害防止用の 下水道除害施設	地方税法附則 第15条第2項第 5号	下水道法	4/5
再生可能エネルギー事業者 支援事業費に係る補助を受け て取得した太陽光発電設備 (再生可能エネルギー電気の利用の 促進に関する特別措置法第2条第5項 の認定を受けたものを除く)	地方税法附則 第15条第25項	再生可能エネ ルギー電気の 利用の促進に 関する特別措 置法	取得後3年 2/3
中小企業等経営強化法に係 る先端設備等導入計画の認 定を受けた償却資産	地方税法附則 第15条第44項	中小企業等経 営強化法	(賃上げ表明あり) (令和5年4月1日～令和6年3月31 日までに取得したもの) 取得後5年 1/3 (令和6年4月1日～令和7年3月31 日までに取得したもの) 取得後4年 1/3 (賃上げ表明なし) 取得後3年 1/2

課税標準の特例の適用を受ける資産については、申告書などにその旨を記入し、関連資料を添付のうえ『固定資産税の課税標準の特例に係る届出書』を提出してください。

用紙は、課税課にご請求いただくか、市のホームページよりダウンロードしてください。

5 非課税となる資産

地方税法第348条、附則第14条、又は附則第14条の2の規定に基づき、非課税となる資産があります。

非課税に該当する資産については、申告書などにその旨を記入し、仕様書及び届出書の写しなどの関連資料を添付のうえ、『固定資産税非課税規定の適用申告書』（市ホームページよりダウンロード可）を提出してください。

6 リース資産

リース資産は契約の内容により、資産を貸している方（貸主）が申告する場合と、実際に資産を借りて使用している方（借主）が申告場合があります。

次の表を参考に、リース資産についてご確認のうえ申告してください。

リース契約の内容	申告者
通常の賃貸借契約によるリース（所有権移転外リース） （リース期間満了後、貸主に返却）	貸主
譲渡条件付き契約によるリース（所有権移転リース） （リース期間満了後、借主の所有物となる）	借主

7 国税との主な違い

国税（法人税・所得税）との主な違いは次のとおりです。

項 目	国税〔法人税・所得税〕	地方税〔固定資産税（償却資産）〕
償却計算の期間	事業年度（決算期）	賦課期日（１月１日）
減価（償却）の方法	建物以外の一般の資産は 定率法・定額法の選択制	定率法 ・耐用年数に応ずる減価率表に定める減 価率（「旧定率法」の償却率と同じ率）
前年中の 新規取得資産	月割償却	半年償却（１／２）
圧縮記帳の制度	○	×
特別償却・割増償却	○（租税特別措置法）	×
増加償却	○	○
陳腐化償却 （耐用年数の短縮）	○	○
評価額の最低限度 （償却可能限度額）	備忘価格（１円）	取得価額の５％
改良費（資本的支出）	原則区分評価	区分評価（改良を加えた資産と改良費を 分けて評価）
共有資産	各々持分を減価償却	持分を合算して共有名義で減価償却

8 家屋と償却資産の区分

事業用家屋（事務所、店舗、アパート等）の所有者がその家屋に取り付けた建物附属設備には、家屋で評価するものと償却資産で評価するものがあります。償却資産に該当するものは申告が必要です。

東松山市では、テナント事業者などの賃借人（家屋の所有者以外の方）が自ら取り付けた建物附属設備は、賃借人が所有する償却資産として取り扱いますので、すべて償却資産として申告してください。

＜事業用家屋の主な償却資産＞

- 太陽光発電設備（建材一体型を除く）
- ルームエアコン
- サイクルポート
- 受変電設備
- プロパン庫
- 外灯
- 植栽・緑化設備
- フェンス・ブロック
- 舗装・砂利
- ゴミ置場

9 少額の減価償却資産

下記の表で○印の部分の資産については申告が必要です。

（申告の要否については、税務会計処理（償却方法）の選択により異なります。）

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	（根拠法令）
個別減価償却	○	○	○	○	
中小企業特例	○	○	○		租税特別措置法 第28条の2, 第67 条の5
3年一括償却	×	×			法人税法施行令 第133条の2第1項, 所得税法施行令 第139条第1項
一次損金算入	×				法人税法施行令 第133条, 所得税 法施行令第138条
リース資産 （ファイナンスリース）	×	×	○	○	法人税法第64条 の2第1項, 所得税法第67条 の2第1項

10 償却資産となる自動車

普通自動車	三輪以上のもの 二輪車	自動車税
小型自動車		
軽自動車・原動機付自転車		軽自動車税
小型特殊自動車		
大型特殊自動車（道路運送車両法第3条）		固定資産税 （償却資産）

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産（詳しくは1、2ページを参照）を所有している方です。

毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。（地方税法第383条）

2 申告方法と提出書類

申告方法

「増減申告」 増減のあった償却資産についてのみ申告

「全資産申告」 所有するすべての償却資産を申告

提出書類

①償却資産申告書 ②種類別明細書 ③添付書類（特例該当資産など）

申告書の提出は、課税課へ持参、郵便もしくは電子申告（*eLTAX*）での送付ができます。

※ 申告書を郵送で提出される場合で控えの返送を希望される方は、控え用の申告書と共に切手を貼付した返信用封筒を同封してください。切手を貼付した返信用封筒が同封されていない場合は返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

◎虚偽の申告及び不申告について

正当な事由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び東松山市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられることがあります。

◎申告内容の確認調査及び過年度への遡及等について

償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査及び帳簿確認調査を行う場合があります。所有されている償却資産について職員が事業所等にお伺いしたり、電話や文書にて帳簿（「固定資産台帳」、「減価償却費明細書」、「貸借対照表」等の書類）の提示をお願いすることがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、実地調査等に伴い、申告されていない資産や申告内容の誤りがあった場合には修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく資産の取得年に応じて遡及して（現年度を含め最大5年度分）修正することもありますので、ご了承ください。

Ⅲ 償却資産の評価と課税

1 価格の決定

固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

① 前年中に取得した資産	価格（評価額）＝取得価額×（１－減価率÷２）
② 前年より前に取得した資産	価格（評価額）＝前年度の価格×（１－減価率）

前年より前に取得した資産は②の方法で計算しますが、計算して得た評価額が取得価額の５％の額を下回る場合は、取得価額の５％の額が評価額となります。

別表第15 耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
		11	0.189	21	0.104	31	0.072	41	0.055	51	0.044
2	0.684	12	0.175	22	0.099	32	0.069	42	0.053	52	0.043
3	0.536	13	0.162	23	0.095	33	0.067	43	0.052	53	0.043
4	0.438	14	0.152	24	0.092	34	0.066	44	0.051	54	0.042
5	0.369	15	0.142	25	0.088	35	0.064	45	0.050	55	0.041
6	0.319	16	0.134	26	0.085	36	0.062	46	0.049	56	0.040
7	0.280	17	0.127	27	0.082	37	0.060	47	0.048	57	0.040
8	0.250	18	0.120	28	0.079	38	0.059	48	0.047	58	0.039
9	0.226	19	0.114	29	0.076	39	0.057	49	0.046	59	0.038
10	0.206	20	0.109	30	0.074	40	0.056	50	0.045	60	0.038

2 課税標準及び税率

１月１日（賦課期日）現在における各資産の評価額がそのまま課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の適用を受ける資産は、適用後の額が課税標準額となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課 税 標 準 額} \\ \hline \text{(1,000円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率 (1.4\%)} \\ \hline \end{array}$$

3 免税点

課税標準額の合計額が１５０万円未満の場合は、免税点未満となり課税されませんが、免税点未満であっても申告書の提出をお願いします。

償却資産申告書

令和 7 年度

受付印

〇〇年〇〇月〇〇日

申告年月日を記入してください

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

所 有 者	(ふりがな) 住所 又は納税通知書送達先	000-0000 東松山市〇〇町〇丁目〇番地	個人番号又は法人番号	3 は法人番号	0000000000
	(ふりがな) 氏 名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	かぶしきがいしゃ ひがしまつやませいさくしよ 株式会社 東松山製作所 松山 太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本金等の額)	自動車部品製造 (10 百万円)	
			5 事業開始年月	H30 年 4 月	
			6 この申告に基き申告する者の 係及び氏名	経 理 松 山 花 子 (電話)	
			7 税理士等の氏名	(電話)	

資産の種類		取 得		価 値		額
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
1	構築物				(イ)-(ロ)+(ハ) の合計額を種類ごとに記入してください	
2	機械及び装置					
3	船舶					
4	航空機					
5	車両及び運搬具					
6	工具、器具及び備品					
7	合計					

資産の種類		※ 評 価 額	※ 決 定 価 格	※ 課 税 標 準 額
1	構築物			
2	機械及び装置			
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品			
7	合計			

18 備考 (添付書類等)

廃業 (令和6年7月31日)

- ・前年度と資産の増減がない場合
⇒「増減なし」
- ・該当資産がない場合
⇒「該当資産なし」
- ・事業を廃業、法人が解散した場合等
⇒事由とその年月日
- ・相続があった場合
⇒被相続人〇〇より相続
- ・住所、氏名、名称等に異動があった場合
⇒異動年月日、新・旧の内容を記入してください

独自の申告書使用時は、本市申告書の「所有者コード」を記入してください

※ 所有者コード

0000000

新規の申告

※所有者コード			※		令和7年度					所有者名				枚のうち	
××××××××					種類別明細書(増加資産・全資産用)					株式会社 東松山製作所					
資産の種類	資産コード	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例コード	※課税標準額	増加事由	摘要			
1		アスファルト塗装	1	R6.3	1,000,000	10					1.2 3.4				
2		コンテナ	10	H28.3	2,500,000	5					1.2 3.4	○×市より移転			
3											1.2 3.4				
4											1.2 3.4				
5											1.2 3.4				
6											1.2 3.4				

第二十六号様式別表一

資産の異動があった場合

1	1	90721	広告設備	5	H26.1	1,000,000	6					1.2 3.4	減少
2	2	99220	溶接機	1	H20.6	900,000	14					1.2 3.4	
3	2	132422	排水処理施設	2	H27.6	1,500,000	11					1.2 3.4	
4	6	98991	エアコン	12	H30.1	226,000 118,000	6					1.2 3.4	一部減少
5	6	115422	テレビ	1	H30.10	500,000	5					1.2 3.4	修正
6	6		パソコン	2	R6.9	400,000	4					1.2 3.4	増加
7	6		ノートパソコン	1	R5.12	250,000	4					1.2 3.4	前年度申告もれ

【資産の減少】
抹消線を引き、
摘要欄に「減少」と記入してください

【資産の一部減少】
変更個所に抹消線を引き、
その枠内に減少後の内容を記入し、
摘要欄に「一部減少」と記入してください

【資産の増加】
印字明細の下に追加記入し、
摘要欄に「増加」と記入してください

【資産の一部修正】
修正個所に抹消線を引き、
その枠内に修正後の内容を記入し、
摘要欄に「修正」と記入してください